

# 件名：渋川市有害鳥獣狩猟期捕獲奨励金の交付制度 について

- 1 目的 市内における有害鳥獣を狩猟期に捕獲し駆除することにより、狩猟期以降の農作物等の被害の軽減を図ることを目的に、奨励金を交付します。  
(福島原子力発電所の事故に係る放射性物質の検出問題で、狩猟期における捕獲数の減少も推測され個体数の増加による農作物の被害が懸念されます。)
- 2 事業内容 狩猟期間に狩猟者登録済みの者で、市内に住所を有する者及び渋川市と委託契約を結んでいる渋川市有害鳥獣捕獲隊の隊員が、市内の狩猟を禁止されていない場所で、法定猟法により捕獲したイノシシ、ニホンジカ及びハクビシンに奨励金を交付します。
- 3 狩猟期間 平成24年11月15日(木)から平成25年2月15日(金)まで。ただし、ニホンジカ猟とイノシシ猟に限り次のとおりです。
  - (1) 銃猟及び網猟  
平成24年11月15日(木)から  
平成25年2月28日(木)まで
  - (2) わな猟(銃器による止めさしを含む)  
平成24年11月15日(木)から  
平成25年3月15日(金)まで
- 4 奨励金の額 奨励金の額(処理費等を含む)については、次のとおりです。
  - (1) イノシシ 1頭につき5,000円
  - (2) ニホンジカ 1頭につき5,000円
  - (3) ハクビシン 1頭につき3,000円
- 5 適用期間 平成24年度につきましては、渋川市有害鳥獣狩猟期捕獲奨励金交付要綱の施行日、平成25年1月1日より3月15日までに市内で捕獲した対象有害鳥獣とします。
- 6 受付期間 平成25年1月4日(金)より受付を行います。  
開庁日の8時30分から17時15分までで、平成25年3月29日(金)(厳守)までとなっております。
- 7 交付手続き 有害鳥獣狩猟期捕獲報告書兼奨励金交付申請書(様式第1号)に「尾」及び関係書類を添え申請をします。  
関係書類については、狩猟者登録証の写し、有害鳥獣の写真及び捕獲した場所を示す地図並びに請求書(様式第2号)となっております。

8 狩猟者登録者数（市内在住者）

|       | H22 | H23 | H24 | 管内  |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| わな猟   | 48  | 53  | 59  | 105 |
| 第1種銃猟 | 114 | 108 | 103 | 377 |
| 第2種銃猟 | 4   | 3   | 4   | 12  |

第1種（散弾銃・ライフル・空気銃）

第2種（空気銃のみ）

管内 渋川市・吉岡町・榛東村・前橋市・伊勢崎市・玉村町

※ H24、管内の登録者数については、11月14日現在の人数です。（県内3,688人）

9 有害鳥獣の駆除頭数（狩猟期以外）

| 獣種：年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------|------|------|------|
| クマ    | 10   | 3    | 10   |
| イノシシ  | 108  | 68   | 137  |
| ニホンジカ | 68   | 60   | 87   |
| ハクビシン | 27   | 48   | 70   |
| タヌキ   | —    | 8    | 19   |
| カラス   | 69   | 49   | 52   |

10 被害面積及び被害額

（単位：面積 a 金額 千円）

| 平成22年度 |        | 平成23年度 |       | 平成24年度 |       |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 被害面積   | 被害額    | 被害面積   | 被害額   | 被害面積   | 被害額   |
| 3,606  | 10,361 | 3,488  | 9,627 | 3,245  | 7,080 |

被害金額については平成23年度比、約26.46%の減少はみられたものの、以前として被害額は多いのが現状です。

11 渋川市有害鳥獣狩猟期捕獲奨励金交付要綱の施行日

平成25年1月1日から施行